

## 第6回 新図書館整備計画検討委員会

令和4年5月20日（金）  
14時00分～16時00分  
長与町図書館3階ホール

### 会 議 次 第

1. 開会
2. 教育次長あいさつ
3. 委員長あいさつ
4. 協議
  - ① 長与町新図書館基本構想（案）について
  - ② その他
5. 閉会あいさつ

基本構想（案）に対する意見 取りまとめ  
（4月23日町民ワークショップ）

- ①カフェいいなと思いました。
- ②キッズスペースはどのように確保するのか？子どもは声を出す。親も大きな声でしゃべる。しかし、静かに本を読むという環境をどのように共存させて設計を行うのか興味がある。
- ③図書館の全体像を映像で見たい。
- ④テスト勉強で図書館を利用する。話しながら勉強出来たらいいなと思う。
- ⑤「滞在型」いいな。在宅勤務ができない場合、防音もされているワーキングスペース（ブース）があればいいな。有料でもいいから。
- ⑥長与町にはこの専門書が多いよねと特色を出す。住み分けがあれば、訪れる人が増えるのでは。
- ⑦視聴覚コーナーを充実させるよりは、本の種類、数を増やしたほうがいいのでは。
- ⑧目新しさで最初は人が来るかもしれないが、やはり図書館なので資料、本を充実させることが大事。
- ⑨騒ぐ音や大きな声のおしゃべりはうるさいけど、読み聞かせの声はうるさく感じない。
- ⑩本棚のすぐ側にイスがあると読みやすい。選んでから読むところまで移動が大変。
- ⑪高校生の男子はグループが多く、女子は2～3人で勉強することが多い。
- ⑫しゃべってもいいけど、子どもに「ここは静かにする所だよ」と教えることも大事なのではないか。
- ⑬人口に対して、現図書館は小さい。長与の図書館は遅れている。抽象的な書き方でわかりにくい。武雄図書館のようだったら、みんなが来なくなる。具体的にどんな本が揃うのかわからない。市立図書館へ行く。
- ⑭美術、郷土資料、パブリックアート。
- ⑮健康センターとの合築、レイアウト、堂崎遺跡の重要性を強調。
- ⑯長与らしい図書館。
- ⑰県内作家、企画展など、広くきちんとやる。学芸員を配置する。
- ⑱小ホールを作り、若者の発表会の場を作る。町民の発表の場などが欲しい。

- ⑱「未来をひらく」とあるが、過去と歴史を教える視点が欠けているのでは。  
→ダイジェスト版だから書いていないが、基本構想には書いている。
- ⑳健康センターはどうなるのか。  
→ふれあいセンターは残る。
- ㉑予算については。  
→今からになる。
- ㉒形はできていないのか。  
→まだできていない。
- ㉓書店がない。図書館が大事。武雄図書館みたいなのはどうかと思う。
- ㉔健康センターとの複合について初めて知った。住民への説明等は今まであったのか。健康センターは必要なのか。  
→今の健康センターは、健康センターとして設計して作られていないので、新しいものはあったほうが良い。(検診などで今のところは設備が不十分なところがあると他の方の意見あり。)
- ㉕職員数 16 人は本当に必要か。  
→自動化などで人数不足を補うことも可能。  
図書館員の現状から見てどう思う。  
→以前、県立図書館職員に今の仕事量と人数の釣り合いを聞いたら「今の人数では大変」と言われた。(あまりはつきり答えなかった。)
- ㉖多良見図書館は不便な場所にも関わらず、利用者が多い。
- ㉗立ち寄りやすい、駐車場が広い、平屋などで利用しやすい。
- ㉘授乳できるスペース。
- ㉙子どもたちが利用しやすい、夢となるもの。
- ㉚基本理念について、同列に4つ挙げてありますが【未来をひらく】は大きくて広い意味に使えます。残りの3つと同列か？4つを挙げては座りが悪いのでは？
- ㉛【出会う】【つながる】は同義語ではないでしょうか？説明文の中にも交流という言葉があります。
- ㉜【学びあう】としていますが、これは2 人称です。説明文の「知りたい」「学びたい」「解決したい」は一人称表現です。正確な言葉使いをお願いします。  
図書館についての理念ですから言葉にもこだわってほしい。
- ㉝多機能・多様性についての視点がいるのではないか？

2022年4月23日（土）ワークショップ「長与町新図書館づくり意見交換会」

グループワークで出た意見のテキスト化

	手書きデータ内容	タイトル	班名
1	子どもたちがのびのびと過ごせるスペース	未来をひらく	1
2	小学生の休日 利用方法を考慮	未来をひらく	1
3	子ども向けの学びの提供	未来をひらく	1
4	長与町 特産 マルシェ 人と人との交流の場	出会う	1
5	誰もが集える（子ども、お年寄り）	出会う	1
6	駐車場確保 外のスペース カフェ	つながる	1
7	会話をしながら勉強できる場所	つながる	1
8	年寄りの雑談スペース	つながる	1
9	防音 ワークブース	学びあう	1
10	学習スペースが多い	学びあう	1
11	本の種類が豊富	学びあう	1
12	自然科学の本を増加（子どもたちのために）	学びあう	1
13	コロナ禍でも安心して過ごせる空間	その他	1
14	自動化、省力化 貸出・返却は無人化	その他	1
15	電子書籍の高年者への普及を	その他	1
16	Wi-Fi環境が整っている	未来をひらく	2
17	美術館がないので空調やレールを設けた、美術展示専用の部屋がある図書館。美術と図書（文学）の融合	未来をひらく	2
18	郷土の歴史に関わる蔵書をずらりとそろえた図書館。転勤族も長与に関心を与え、面白い町との印象を持ってもらえる図書館	未来をひらく	2
19	県の資料センターは大事な資料は閉架式になっていて親しめない。郷土資料を揃えてほしい	未来をひらく	2
20	ブックファーストからが勝負。子育て世代に活用してもらおう	出会う	2
21	ボランティアスタッフの活用	出会う	2
22	小さい子どもたちがたくさん集える場所であること	出会う	2
23	カフェのような施設が併設されていて館内に飲食のスペースがある	つながる	2
24	清潔感のある内装でリラックスできる空間	つながる	2
25	武雄図書館のようにドライブルートに組み入れられるような雰囲気	つながる	2
26	小さい子どもからお年寄りの方まで、幅広くみんなが集える場所であってほしい	つながる	2

27	イベント等があってもなくてもいつでも気軽に行ってくつろげる場所がいい	つながる	2
28	喫茶スペースも本格的に整備してほしい。いま、喫茶を はしごしながら読書している。BGMが大切	つながる	2
29	学生等の研究を発表する場をつくる	つながる	2
30	自習室や参考書の設備が充実している	学びあう	2
31	夜8:00くらいまで開館してほしい	学びあう	2
32	学習室に余裕があると中高生も来館する	学びあう	2
33	小さい子用のお話し部屋が素敵な空間でできるといい	学びあう	2
34	本を読むごとに郷土に誇りを感じる蔵書等の図書館	学びあう	2
35	長与らしい 長与の歴史が感じられる図書館を	その他	2
36	文字の本でなく、コミックも含め子どもでも気軽に学べる 行きやすい場所	未来をひらく	3
37	教育的なスペース。同じ悩みを持つ親同士が集えるス ペース	未来をひらく	3
38	開架型の図書館でゆっくり本を探せる。椅子あるといい が……	出会う	3
39	歴史に詳しい等、専門的知識を持つ司書がたくさんいて ほしい	出会う	3
40	新刊書紹介のコーナー	出会う	3
41	天体望遠鏡設置	出会う	3
42	自宅のようにゆっくり過ごせるくつろげる学べる空間	出会う	3
43	落ちついてくつろげる空間	出会う	3
44	公園 休憩、遊びができる場所の確保	出会う	3
45	子どもが遊べる ボルダリング、クライミング	出会う	3
46	読み聞かせたり語りを聞かせ、聞ける空間のあ場所	つながる	3
47	対応のよい明るい雰囲気	つながる	3
48	音楽以外できる施設 映画館	つながる	3
49	多目的施設の拡充 自主サークル等の施設 誰もが利用 できる	つながる	3
50	歴史的な資料の展示スペースがある	学びあう	3
51	長与町の歴史を学ぶコーナーがある	学びあう	3
52	学生が学習できる場所がある	学びあう	3
53	欲しい情報が得やすい図書館	学びあう	3

54	多少声を出しても構わない グループで学べる空間	学びあう	3
55	読んだ本を購入できる	その他	3
56	貸出カードにポイントを貯められる（ポイントをためて特典を受取れる）	未来をひらく	4
57	自動貸出機の設置	未来をひらく	4
58	過去の小説から歴史背景を知る	未来をひらく	4
59	本を小説、マンガ、物語、歴史それぞれ分けたりしたらいいなと思う	出会う	4
60	DVDも借りれたらいいと思う	出会う	4
61	学校に行けない子どもたちがいるとしたら図書館には行ける！と思ってほしい……そんな図書館	つながる	4
62	独り暮らしのお年寄りがさみしくなく過ごせる……。本を読み、新聞を読み、人と会い……。そんな場所	つながる	4
63	子どもから高齢者まで集まれる場（運動、遊び等）	つながる	4
64	図書館の中でも外でもよいので、子どもが遊べるスペース、公園等があればいいな	つながる	4
65	遊んだり本を読んだりするスペースもあっていいと思う	つながる	4
66	大人も休憩できるようなカフェがあったらいいな	つながる	4
67	論文のコピー請求 大学等と連携	学びあう	4
68	小さい子どもたちが興味を持って一人でも読んだり調べたりできる場所	学びあう	4
69	長与町の小中高生はよく勉強する子どもたちが多く。そんな子供たちが勉強できる自習室の確保	学びあう	4
70	学問ができる場（問題→解決の参考になる資料）	学びあう	4
71	読書をする人、調べ物をする人、自習をする人が分かれている大きなスペースがあるとよい	学びあう	4
72	紙媒体と電子媒体の区別	その他	4
73	コンピューター等で本を借りたり返したりできる	未来をひらく	5
74	アプリで貸し借り	未来をひらく	5
75	ギガスクールとのコラボ	未来をひらく	5

76	日時を決めて読み聞かせ	未来をひらく	5
77	家でいらなくなった本を図書館に寄付し、もう一度使ってもらおう	未来をひらく	5
78	長与町の歴史に関する本を多くする	未来をひらく	5
79	歴史資料館を設ける	未来をひらく	5
80	幼児と子育て世代を大切に！使ってみたい行ってみたい 図書館 学習との連携	未来をひらく	5
81	集いの場 交流の場 発表、展示等	出会う	5
82	子ども食堂とコラボ	出会う	5
83	オンライン配信スペース オンライン配信ができるスペース	つながる	5
84	何度も行きたくなる図書館（16P. マルシェ） 個人の展示スペース→講座を開くという条件でフリーに	つながる	5
85	ギャラリースペース（イベント）	つながる	5
86	資料等をみて勉強できるスペース	学びあう	5
87	体験イベントとコラボ	学びあう	5
88	蔵書に特徴のある図書館（14P. ビジネス） 例）「みかん」育て方、流通	学びあう	5
89	オンライン会議スペース	学びあう	5
90	サークル活動の交流の場	学びあう	5
91	車を止めてる場所を広くする	その他	5
92	トイレを多くしたり、音楽を流したりする	その他	5
93	車椅子の人のために通路を広くする	その他	5
94	席を多くする	その他	5
95	楽器や歌の練習が個人で利用できる 防音室／楽譜	その他	5
96	フードコートを設ける	その他	5
97	図書館スタッフが働きやすい図書館 ボランティアの多用	その他	5
98	斜面 みかんの木を植える	その他	5
99	憩いの場 安らぎの場	その他	5

さみしい  
小さい イベント オンライン 幅広い 面白い  
広い 使う 交流 中高生 施設 子ども 明るい  
できる 空間 自習室 喫茶 美術  
過ごせる 学べる 組み入れる 年寄り 確保 利用  
そろえる 歴史 本 子どもたち 勉強  
コラボ 蔵書 集える スペース 行ける  
貸出 親しめる 長与町 郷土 資料 借りる  
読む 防音 場所 行きやすい  
行く いい 学習 長与 得やすい くつろげる 思う  
欲しい カフェ 多い 遊ぶ  
よい 設ける 展示スペース マルシェ 落ちつく  
感じる 詳しい 持つ 働きやすい  
読書 読み聞かせ 聞く ほしい

除外語  
「図書館」



○新図書館整備計画検討委員会規則

令和3年3月25日

教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和38年条例第14号）第2条の規定により、新図書館整備計画検討委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、新図書館の整備に関する次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 新図書館の基本構想及び基本計画の策定に係る提言を行うこと。
- (2) 新図書館の整備に関する重要事項に係る調査、審議等を行うこと。

(組織)

第3条 委員会の委員は、優れた識見を有する者及び一般公募した者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- 2 委員会には、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長の選任は委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名するものとする。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、その委嘱又は任命に係る所掌事務が終了するまでの間で、教育委員会が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求め、意見等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の議事運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。